

2、1号認定こどもの負担軽減

国保育料(改正前)	
階層区分	1号
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

⇒

国保育料(改正後)	
階層区分	1号
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	14,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

⇒

朝霞市保育料(改正前)	
階層区分	1号
A生活保護世帯	0円
B市町村民税 非課税世帯	0円
C1市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
C2市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
C3市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

朝霞市保育料(改正(案))	
階層区分	1号
A生活保護世帯	0円
B市町村民税 非課税世帯	0円
C1市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	14,100円
C2市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
C3市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※市の1号認定の保育料は国と同額に定めているため、改正後の国の保育料以下に金額の改正が必須。

※具体的にはC1階層の保育料を16,100円から14,100円以下に改正が必要となる。

※「朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」別表第1の改正。